

# 最新情報かわら版

日に日に秋の気配を感じる季節となりました。コロナ感染対策には引き続き留意してお過ごしく  
ださい。今回は、「(令和3年度の税制改正情報) 納税環境の整備」についてご紹介いたします。

## 《令和3年度税制改正情報》

### 納税環境の整備

令和3年度の税制改正では納税環境のデジタル化を推進するための整備が図られました。そのなかの2点について今回ご紹介いたします。

また、今回ご紹介する2点以外に電子帳簿等保存制度の見直しがあります。経済社会のデジタル化を踏まえ、帳簿書類を電子的に保存する際の手続きについて来年度より抜本的に簡素化されます。電子帳簿等保存制度の見直しについては、国税庁ホームページをご参照ください。(https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/12.htm)  
電子帳簿等保存制度の改正情報については12月のかわら版でご紹介する予定です。

#### (1) 税務関係書類における押印義務の見直し

- 政府全体の行政手続における押印義務の見直しの方針を踏まえ、税務署長等に提出する税務関係書類において、実印及び印鑑証明書を求めている手続等を除き、押印義務を廃止します。  
(参考) 地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても同様とします。

	税務関係書類の分類	押印の要否
原則	(1)全般(例:確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書)	不要
例外	(2)担保提供関係書類(例:不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書)	要
	(3)遺産分割協議書(例:相続税・贈与税の特例における添付書類)	

※上記のほか、国税の犯則調査手続における質問調書等への押印義務については存置とします。

税務関係書類における押印義務の見直しについては、令和3年4月1日から既に適用が開始されております。

#### (2) スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手段の創設

- 国税の納付手段の多様化を図る観点から、令和4年1月より、スマートフォンのアプリ決済サービスを使用した納付を可能とする制度を創設します。

※納付書で納付できる国税を対象とし、税目による制限はありません。

※税額は、30万円以下に限定します。



出典：財務省「令和3年度税制改正」

詳しいことをお聞きになりたい際は、  
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350